に改め、同表第四十号(1)及び(2)中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同表第四十二号中「昭和五十八年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同表第四十四号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表第四十五号を削り、同表第四十六号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第四十七号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表中第四十八号を第四十七号とし、第四十九号を第四十八号とし、同表第五十号中「平成十三年度から平成二十五年度まで」を「平成十三年度から平成二十六年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(7) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額	

第十二条第三項の表第五十号を同表第四十九号とし、同表第五十一号中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に改め、同号(2)中「平成二十五年度において」を「平成二十六年度及び平成二十六年度において」に改め、同号を同表第五十号とする。

第十三条第二項中「当り」を「当たり」に改め、同条第五項の表道府県の項第二号2中「態容補正」を「密度補正及び態容補正」に改め、同項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第九号中「平成五年度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成五年度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年度まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十五号とし、同表市町村の項第三号4中「の幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数」に改め、同項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第九号中「平成五年度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十五号とする。

第十四条第三項の表市町村の項第二号2中「当り」を「当たり」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第一項中「平成二十六年度に限り」を「平成二十七年度に限り」に、「第五号まで」を「第四号まで」に、「九千百億円」を「六千七百億円」に、「第六号から第九号まで」を「第五号から第七号まで」に、「五千七百四十九億七千七十七万円」を「五千八百九十八億千八百五万六千円」に改め、同項第二号中「(平成二十六年法律第五号)」を「(平成二十七年法律第三号)」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「五千百十二億円」を「三千九百二十六億円」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「前三号」を「前二号」に、「一兆六千四百三十八億三千百七十五万円」を「一兆四千五百二十九億三千百七十五万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「千七百二十九億円」を「千六百十四億円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同条第二項中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「二千三百十七億八千七百四十万円」を「千六百五十八億九千四百九万八千円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二項中「平成二十七年度から平成四十一年度まで」を「平成二十八年度から平成四十二年度まで」に、「前項の」を「前項の規定による」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十五億円
平成三十五年度	千二百十六億円
平成三十六年度	八百三十三億円
平成三十七年度	五百二十四億円
平成三十八年度	二百八十四億円
平成三十九年度	百三十二億円
平成四十年度	三十九億円
平成四十一年度	十二億円
平成四十二年度	五億円

附則第四条の二第三項を削り、同条第四項中「平成二十七年度から」を「平成二十八年度から」に改め、「、平成二十七年度にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を」を削り、「平成三十八年度までの各年度にあつては同項」を「平成三十八年度までの各年度にあつては前項」に、「平成四十一年度」を「平成四十二年度」に改め、「、平成四十二年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円を」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第四条の三の見出し中「平成二十七年度及び」を削り、同条第一項中「平成二十七年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「当該各年度において」を「平成二十八年度において」に改め、同項第一号中「第五十号(1)」を「第四十九号(1)」に、「当該各年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第五条の二第一項の表道府県の項中「八六〇」を「九五〇」に改め、同表市町村の項中「二、二七〇」を「二、五三〇」に改める。

附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入）

第五条の三　当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口減少等特別対策事業費	人口	一人につき　一、七〇〇円
市町村	人口減少等特別対策事業費	人口	一人につき　三、四〇〇円